



第1章

計画の基本事項

第1章 計画の基本的事項

第1節 計画策定の背景及び目的

昭和30年代における高度経済成長に伴い、著しい産業活動が原因となる公害や自然環境破壊が発生したことから、昭和42年に公害対策基本法が制定され、以降、さまざまな公害防止に関する法律が制定されました。

また、地球温暖化に代表される地球規模の環境問題が顕著化してきたことから、平成5年には、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的として環境基本法が施行されました。

当市においては、平成13年に新発田市環境基本条例を、平成15年に新発田市環境基本計画を制定しました。計画の最終年度が平成27年度であること、また、変化し続ける環境情勢に対応する必要があることから見直しを行い、このたび「新発田市環境基本計画（第2次）」（以下、本計画という）を策定しました。

●一部改定の背景

平成30年4月に国の「第5次環境基本計画」でも、SDGs^{※1}の考え方を活用し、環境・経済・社会の総合的向上を具体化するとの方針が示されました。

また、平成27年(2015年)の地球温暖化のパリ協定^{※2}を受け、令和2年に国も脱炭素社会^{※3}を目指すことを決定しました。

当市も令和3年4月、脱炭素社会を推進するため、まちづくり総合計画の施策の組替を行い、施策「グリーン社会」を新たに導入し、同年6月には、当市の脱炭素に対する姿勢を示すため、「新発田市ゼロカーボンシティ宣言^{※4}」を行いました。

本計画は、まちづくり総合計画の変更に合わせて、令和4年に部分改定を行いました。

※1：本編 P34、資料編 P30

※2：資料編 P42

※3：資料編 P38

※4：令和3年6月23日に「2050年までに二酸化炭素の排出量を実質ゼロにすることを目指すこと」を宣言しました。国内で411番目の宣言となります。

第2節 計画の位置づけ

本計画は、新発田市環境基本条例に基づき策定するものです。計画の策定にあたっては、国・県の環境基本計画や新発田市まちづくり総合計画及び市のほかの関連計画との整合を図っています。

本計画は、当市における環境施策の基本的な計画であり指針となるものです。

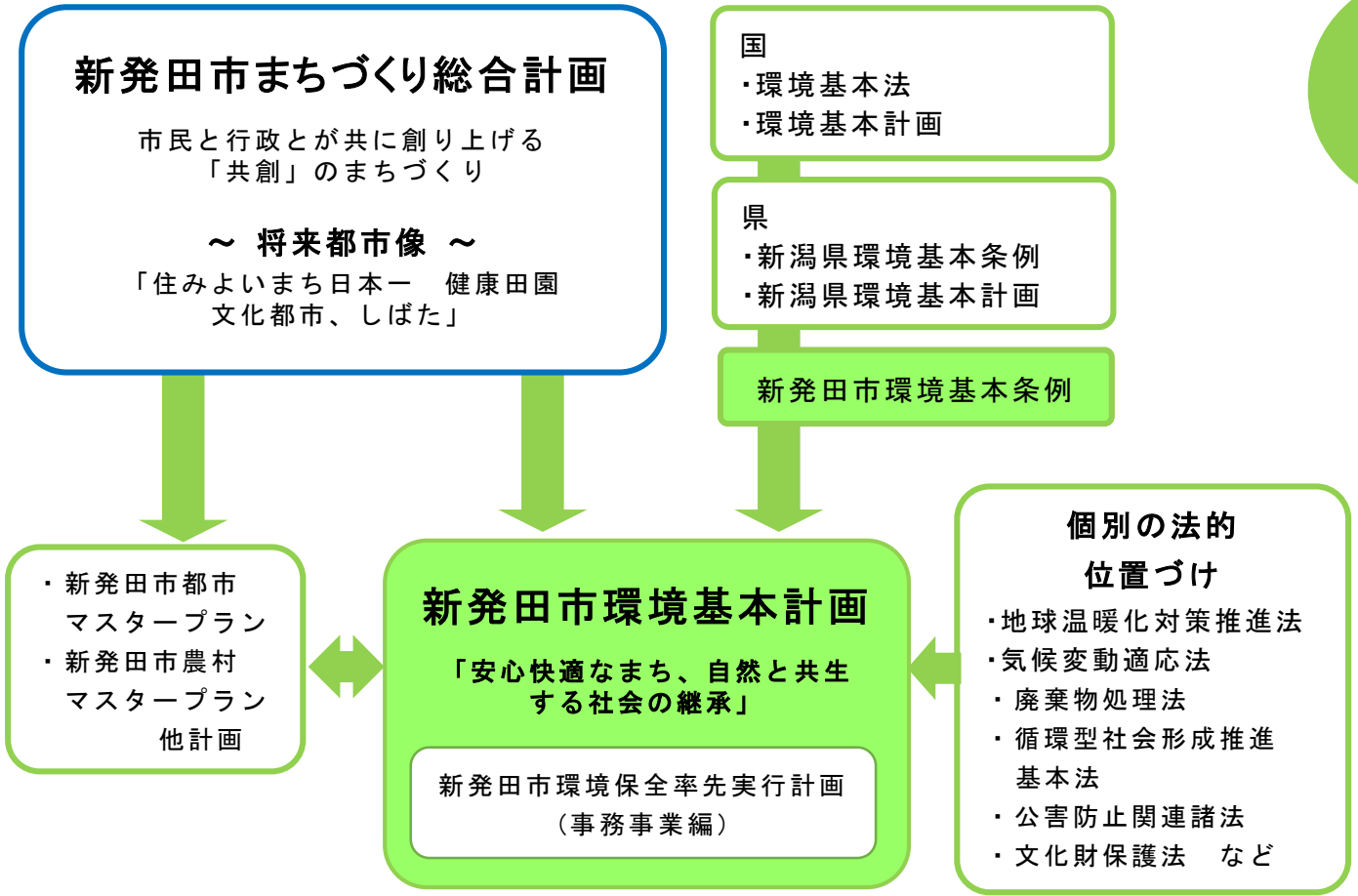


図 1-2-1 計画の位置づけ

第3節 計画の期間

本計画の期間は、平成28年度から令和7年度までの10年間とします。ただし、「新発田市まちづくり総合計画」の見直しや新たな環境問題及び経済社会情勢の変化に適切に対応するため、必要に応じて適宜変更するものとします。

令和4年度に本計画を一部改定しています。

計画	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10
まちづくり総合計画														
	計画期間 8年間					計画期間 8年間								
環境基本計画	← 計画期間 10年間 →													
								● 一部改定						

図 1-3-1 計画の期間

第4節 計画の対象範囲

1 対象とする地域

本計画は、当市の環境保全を目的としたものであるため、対象地域を市全域とします。

しかし、環境問題は自然環境・生活環境のように近隣市町村に及ぶものや地球環境のように全世界に及ぶものもあることから、それら全ての地域も対象とします。

このことを図示すると、対象地域は、下図のとおりになります。

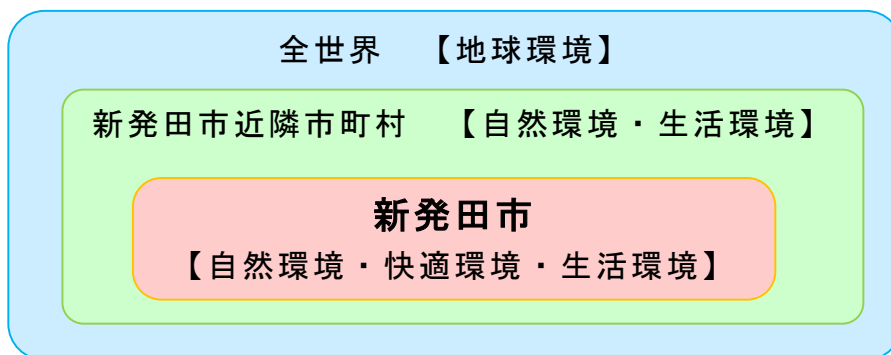


図 1-4-1 対象とする地域

2 対象とする環境の範囲

本計画で対象とする環境の範囲は、「自然環境」「快適環境」「生活環境」「地球環境」の4つとします。この範囲は更に下表の8分野に分けることができます。

表 1-4-1 対象とする範囲・分野・要素

環境範囲	環境分野	環境要素
自然環境	自然環境	地形・地質・土壌、動植物
快適環境	快適環境	気候、水と緑の景観、公園、史跡と文化財
生活環境	大気環境	大気汚染、悪臭
	水環境	水質汚濁
	地盤環境	地盤沈下、土壌汚染
	交通に伴う環境負荷	道路沿線の大気汚染、騒音・振動
地球環境	廃棄物と資源循環	廃棄物、3R
	地球環境問題	地球温暖化、オゾン層の保護、越境大気汚染、海洋汚染、森林保全、生物多様性の保全

3 対象とする主体と役割

「新発田市環境基本条例」では、市、事業者及び市民に対し、環境の保全に関する責務を、それぞれ次のように示しています。

（市の責務）

第4条 市は、前条に定める環境の保全についての基本理念にのっとり、環境の保全に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（事業者の責務）

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に伴って生ずる公害その他の環境の保全上の支障を防止するため、必要な措置を講ずる責務を有する。

2 前項に定めるもののほか、事業者は基本理念にのっとり、その事業活動に関し、これに伴う環境への負荷の低減その他の環境の保全に自ら積極的に努めるとともに、市が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有する。

（市民の責務）

第6条 市民は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、その日常活動に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、市民は基本理念にのっとり、環境の保全に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有する。

したがって、本計画で対象とする主体は、市、事業者及び市民とし、それぞれの役割を次のとおり定めることとします。

(1) 市

市は、計画の中で基本的な目標と方針を示すとともに、具体的な施策を策定します。また、本計画に関して自ら実行するとともに、事業者と市民に対してより具体的な行動計画を示しながら、その実行を促進し、三者協力のもと本計画の目標を達成します。

(2) 事業者

事業者は、事業活動に伴う環境への負荷を低減させるとともに、よりよい環境保全を目指します。また、事業活動に直接関係しない環境保全の分野や項目においても、市や市民の取組に協力します。

(3) 市民

市民は、日常活動に伴う環境への負荷を低減させるとともに、市が実施する環境保全に関する取組に協力します。また、居住する区域の環境の保全活動に主体的に取組みます。

第5節 計画の進行管理

本計画の実行にあたっては、施策の効果を検証して見直し・改善を行う「PDCAサイクル」によって進めていくとともに、必要に応じて本計画の見直しを行います。

